

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年9月7日 10時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港西方沖 酒田灯台から真方位269°47海里付近 (概位 北緯38°55.6′ 東経138°48.8′)
インシデントの概要	漁船第六十八栄成丸は、パラシュート型シーアンカーの揚収作業中、推進器に同アンカーのロープが絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十八栄成丸、177トン
船舶番号、船舶所有者等	133215、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波向 東、波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、いか一本釣り漁の操業中、漁場を移動することとし、微速力前進しながら、船首から投入していたパラシュート型シーアンカー（以下「本件アンカー」という。）の揚収作業を行っていたところ、本件アンカー本体に接続している本綱が推進器に絡まり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、付近で操業していた僚船により酒田港にえい航された。</p> <p>船長は、ふだん、本綱が船底に潜り込まないように、本件アンカーの浮子に接続する引揚げ綱が船首から繰り出されている方向を確認し、同綱が右舷船首方となるように本船の船首方向を変え、微速力前進させながら本件アンカーの揚収作業を行っていたが、本インシデント当時、引揚げ綱の繰り出されている方向を確認していなかった。</p>
分析	本船は、船長が、本件アンカーの引揚げ綱の繰り出されている方向を確認していない中で、微速力前進しながら本件アンカーの揚収作業中、本綱の上を航行したことから、本綱が推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長が本件アンカーの引揚げ綱の繰り出されている方向を確認していない中で、微速力前進しながら本件アンカーの揚収作業中、本綱の上を航行したため、本綱が推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、パラシュート型シーアンカーの揚収作業を行う際、引揚げ綱等の繰り出されている方向を確認すること。
--------------	---